

令和8年8月定例会

教 育 長 報 告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

ア	久喜市議会令和８年７月臨時会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
イ	令和８年度久喜市一般会計補正予算（第５号）（案）に係る意見聴取について・・・・・・・・・・・・・・・・別冊	
ウ	器物破損事故における専決処分について・・・・・・・・	4
エ	債権の放棄について・・・・・・・・	5
オ	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・	6
カ	久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について・・・・・・・・	7

ア 久喜市議会令和8年7月臨時会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決結果	
議案 第19号	令和8年度久喜市一般会計補正予算（第4号）について	令和8年7月24日 令和8年7月24日	可決	令和8年7月定例会 教育長報告ア

ウ 器物破損事故における専決処分について

器物破損事故における専決処分について

久喜市菖蒲町菖蒲地内で器物破損事故が発生しました。破損した道路標識の修理代としての損害賠償額が確定しましたので、次のとおり報告します。

1 事故発生日 令和8年7月2日（木）

2 事故場所 久喜市菖蒲町菖蒲地内

3 事故の原因結果状況

久喜市菖蒲町菖蒲地内の三叉路交差点において、職員が運転する公用車が、一時停止標識に接触し、標識のポール及び基礎部分を破損させた。

4 損害賠償額 97,900円

5 専決年月日 令和8年8月10日（月）

エ 債権の放棄について

債権の放棄について

久喜市債権管理条例（平成２７年久喜市条例第２９号）第１６条第１項の規定により、債権を放棄したので、同条第２項の規定により、次のとおり報告します。

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 債権の名称 | 学校給食費徴収金（滞納繰越分） |
| 2 放棄した債権の額 | ５５７，８１５円 |
| 3 放棄した事由 | 久喜市債権管理条例第１６条第１項第１号 |

教育長報告才 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

1 事務補助員

教育長報告力 「久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について」につきましては、人事案件であるため非公開です。